

# 日常点検

## 日常点検

お車をご使用の方には、1日1回運転する前に点検を行うことが法で定められています。安全快適にお乗りいただくために、必ず実施してください。

この車に適用される点検項目は、右記「日常点検項目」です。

下線のついている項目については、「簡単なメンテナンス」に説明があります。64 ページ以後を参照してください。

また、点検項目の部位を次ページの「メンテナンス部品配置図」で示します。参照してください。

点検方法・要領は、別冊「メンテナンスノート」の20ページ以後をご覧ください。

## 日常点検項目

- ブレーキ
  - レバーの遊び(油圧式)
  - ペダルの遊び(油圧式)
  - ブレーキのきき具合
  - ブレーキ液の量
- タイヤ
  - 空気圧
  - 亀裂、損傷
  - 異状な摩耗
  - 溝の深さ(※)
- エンジン
  - 冷却水の量(※)
  - エンジンオイルの量(※)  
(4サイクル車)
  - かかり具合、異音(※)
  - 低速、加速の状態(※)
- 灯火装置及び方向指示器
- 前日の運行において異状が認められた箇所

(※)印の点検は、お車の走行距離、運転時の状態等から判断した適切な時期に行う項目です。